

●香川県告示第324号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市都市整備局河港課において平成29年10月31日から同年11月20日まで公衆の縦覧に供する。

平成29年10月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請年月日

平成29年10月13日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

ア 第2-1工区

高松市朝日新町1番10の地先公有水面

イ 第2-2工区

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

ウ 第2-3工区

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

(2) 区域

ア 第2-1工区

次の各地点のうち、①の地点から⑧の地点を順次結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ昭和52年3月18日付け52港B第122号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 1等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒。以下「基点」という。）から281度08分17秒 3,791.22メートルの地点

⑥の地点 ①の地点から 4度14分47秒 119.21メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 94度14分47秒 72.50メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 184度14分47秒 119.31メートルの地点

イ 第2-2工区

次の各地点のうち、⑧の地点から③の地点を順次結んだ線、⑧の地点と⑦の地点を結ぶ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）及び⑦の地点と⑧の地点を結ぶ昭和52年3月18日付け52港B第122号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

⑧の地点 基点から 281度16分14秒 3,719.24メートルの地点

⑦の地点 ⑧の地点から 4度14分47秒 119.31メートルの地点

⑥の地点 ⑦の地点から 274度14分47秒 72.50メートルの地点

⑱の地点	⑯の地点から	4度14分47秒	15.00メートルの地点
⑳の地点	⑱の地点から	94度14分47秒	328.00メートルの地点
⑧の地点	⑳の地点から	184度14分47秒	134.66メートルの地点
⑦の地点	⑧の地点から	274度14分47秒	255.36メートルの地点

ウ 第2-3工区

次の各地点のうち、㉔の地点から㉓の地点を順次結んだ線及び㉓の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点	基点から	283度58分34秒	3,485.97メートルの地点
㉓の地点	㉔の地点から	274度14分47秒	328.00メートルの地点
㉒の地点	㉓の地点から	4度14分47秒	135.00メートルの地点
㉑の地点	㉒の地点から	94度14分47秒	328.00メートルの地点

(3) 面積

ア 全体	149,862.75平方メートル
イ 第2-1工区	8,646.24平方メートル
ウ 第2-2工区	35,448.41平方メートル
エ 第2-3工区	44,280.00平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 第2-1工区

高松市朝日新町1番10及び1番10に接する無番地の地先公有水面

イ 第2-2工区

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

ウ 第2-3工区

高松市朝日新町1番3、1番10及び1番10に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

ア 第2-1工区

次の各地点のうち、Aの地点からVの地点を順次結んだ線及びVの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から	280度45分45秒	4,004.70メートルの地点
Rの地点	Aの地点から	4度14分47秒	134.66メートルの地点
Sの地点	Rの地点から	94度14分47秒	215.00メートルの地点
Tの地点	Sの地点から	184度14分47秒	15.00メートルの地点
Uの地点	Tの地点から	94度14分47秒	72.50メートルの地点
Vの地点	Uの地点から	184度14分47秒	119.66メートルの地点

イ 第2-2工区

次の各地点のうち、Iの地点からWの地点を順次結んだ線及びWの地点とIの地点を結んだ線により囲まれた区域

Iの地点	基点から	281度46分53秒	3,465.75メートルの地点
Vの地点	Iの地点から	274度14分47秒	255.50メートルの地点
Uの地点	Vの地点から	4度14分47秒	119.66メートルの地点

Tの地点	Uの地点から	274度14分47秒	72.50メートルの地点
Sの地点	Tの地点から	4度14分47秒	15.00メートルの地点
Wの地点	Sの地点から	94度14分47秒	328.00メートルの地点

ウ 第2-3工区

次の各地点のうち、Wの地点からJの地点を順次結んだ線及びJの地点とWの地点を結んだ線により囲まれた区域

Wの地点	基点から	283度58分34秒	3,485.97メートルの地点
Rの地点	Wの地点から	274度14分47秒	543.00メートルの地点
Bの地点	Rの地点から	4度14分47秒	144.34メートルの地点
Cの地点	Bの地点から	33度14分13秒	209.22メートルの地点
Dの地点	Cの地点から	4度14分47秒	188.00メートルの地点
Jの地点	Dの地点から	94度14分47秒	441.60メートルの地点

(3) 面積

ア 全体	565,988.70平方メートル
イ 第2-1工区	37,627.15平方メートル
ウ 第2-2工区	35,492.92平方メートル
エ 第2-3工区	251,488.63平方メートル

5 埋立地の用途

(1) 変更前の埋立地の用途

ふ頭用地、緑地、港湾関連用地及び道路用地

(2) 変更後の埋立地の用途

ふ頭用地、緑地、港湾関連用地及び道路用地（変更部分については、別図のとおり。「別図」は、省略する。）

6 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号